

1. (概要)

- (1) この特約は「信用金庫口座開設アプリ」(以下「口座開設アプリ」という)から開設した中栄信用金庫(以下、「当金庫」という)の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 - ①普通預金規定
 - ②総合口座取引規定
 - ③キャッシュカード規定
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは普通預金規定に従います。

2. (預金契約の成立)

口座開設アプリから申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、簡易書留郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

3. (この特約の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上